

監理技術者等

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を求めている。また、特例監理技術者を設置する場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。）は、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならず、現場に置かれる技術者は、建設業法第7条（特定建設業においては第15条）に掲げる者で、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する必要がある。

恒常的な期間は、専任の主任（監理）技術者を必要とする工事については3ヶ月以上とするが、例外として、合併、営業譲渡若しくは分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と3ヶ月の雇用関係がある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等自然災害発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむ得ない事情がある場合はこの限りではない。

また、建設業法第26条第3項において、公共性のある工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上のもの）については、主任（監理）技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。なお、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。したがって、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

現場代理人については、工事請負契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないとされている。

工事現場におくべき主任（監理）技術者の資格は、下記のとおり規定されている。

建設業法に規定されている監理（主任）技術者資格

許可の種類	特 定 建 設 業		一般建設業
元請工事における 下請け金額合計	4,500万円 ^(注1) 以上	4,500万円 ^(注1) 未満	4,500万円 ^(注1) 以上 は契約できない。
工事現場に置く べき 技 術 者	監理技術者 (監理技術者資格者証の交付 を受けたもの)	主任技術者	主任技術者
技術者の資格要件	1級国家資格者 ^(注2) 国土交通大臣特別認定者 ^(注3) 実務経験者 ^(注4)	1級国家資格者 ^(注2) 2級国家資格者 ^(注2) 実務経験者	
技術者の専任	請負金額 4,000万円 ^(注5) 以上		

注1 建築一式工事においては、7,000万円

注2 国家資格とは、国土交通省令で定める技術検定等をいう（建設業法第15条第2項イに該当するもの）

注3 一級国家資格と同等以上の能力を有していると国土交通大臣に認定された者

注4 実務経験者は、指定建設業（土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園各工事業の7業種）以外に係る建設工事の監理技術者又は特例監理技術者に限られる。

注5 建築一式工事においては、8,000万円

1 主任技術者

1-1 建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負工事の金額の大小に関係なく、工事施工の技術上の監理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。

1-2 一般土木工事に従事する主任技術者は、表-1のとおりとする。

表-1

請負代金額	主任技術者の資格等
4,000万円以上	工事の専任の主任技術者は、次のイ又はロに掲げる者及び実務経験者 ^(注1) 又は国土交通大臣が実務経験者と同等以上の能力を有すると認めた特別認定者 イ 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（農業土木に限る）又は林業部門（森林土木に限る）とするものに合格した者
4,000万円未満	工事の主任技術者は、上欄のイ、ロに掲げる者及び実務経験者 ^(注1) 又は国土交通大臣が実務経験者と同等以上の能力を有すると認めた特別認定者

注1 実務経験者とは、高等学校、専門学校又は中等教育学校の指定学科を卒業後5年以上、大学又は高等専門学校の指定学科を卒業後3年以上、若しくは専門学校の指定学科を卒業した後3年以上の実務経験を有する者で専門士又は高度専門士を称する者、あるいは学科修得に関係なく10年以上の実務経験年数を有した者であり、この実務経験とは以下のとおりである。

イ 請負人の主任技術者等の資格で建設工事の施工を指揮・監督した経験

ロ 建設機械の操作等によって実際に建設工事の施工に携わった経験

ハ イ、ロの技術を修得するためにした見習い中の技術的経験

ニ 建設工事の注文側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験

1-3 工事請負契約書第10条に定める主任技術者を通知する場合には、土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては「合格証明証」、技術士にあっては「登録証」、国土交通大臣特別認定者にあっては「認定書」の写しを添付するものとする。

1-4 主任技術者は建設工事の施工の技術上の管理（施工計画の作成、工程管理、品質管理、技術上の管理及び指導）を行う者であり、請負金額4,000万円未満の工事については、専任性は求められないが、4,000万円以上（建築一式工事にあっては、8,000万円以上）の重要な工事においては主任技術者を専任で配置しなければならない。

ただし、既に契約している工事（以下「既発注工事」という）と同一又は近接し、かつ間接工事費等を調整する工事（以下「近接工事」という）については、既発注の専任の主任技術者が兼任することができる。

2 監理技術者

2-1 発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円以上）を下請契約して工事を施工する場合は、専任の主任技術者にかえて監理技術者資格者証の交付を受けた「専任の監理技術者」を現場に置かなければならない。

2-2 監理技術者資格者証の交付を受けようとする者は、表-2の資格を有していなければならず、

工事請負契約書第10条に定める専任の監理技術者の通知にあたっては、「監理技術者資格者証」の写しとともに、建設業法第27条第3項の技術検定者にあっては「合格証明証」、国土交通大臣特別認定者にあっては「認定証」の写しを添付するものとする。

表－2

対象業種	監理技術者証交付の資格
全ての建設業	イ 1級国家資格者 ロ 国土交通大臣が1級資格と同等以上の能力を有すると認めた特別認定者 (国土交通大臣特別認定者A)
指定建設業以外	ハ 次のいずれかに該当し、4,500万円以上の建設工事に関し元請として2年以上指導監督的な実務経験のある者。 1) 2級国家資格者 2) 主任技術者の実務経験者要件を満たす者 ニ 国土交通大臣が上記ハと同等以上の能力を有すると認めた特別認定者 (国土交通大臣特別認定者B)

2-3 監理技術者は、主任技術者と同様に建設工事施工の技術上の管理を行うが、具体的には、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務が重視され、この性格上2以上の工事を兼任することは認められない。ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する工事でかつ、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるもの（近接工事の随意契約に限る）は、一の工事とみなして兼任することができる。

3 現場代理人

3-1 発注者から直接工事を請け負い、工事を施工する場合には、必ず工事現場に工事請負契約書第10条に定める「常駐の現場代理人」を置かなければならず、その工事現場での常駐性が求められるため、他工事と兼任することはできない。

ただし、既発注工事と近接工事となる場合については、兼任することができる。

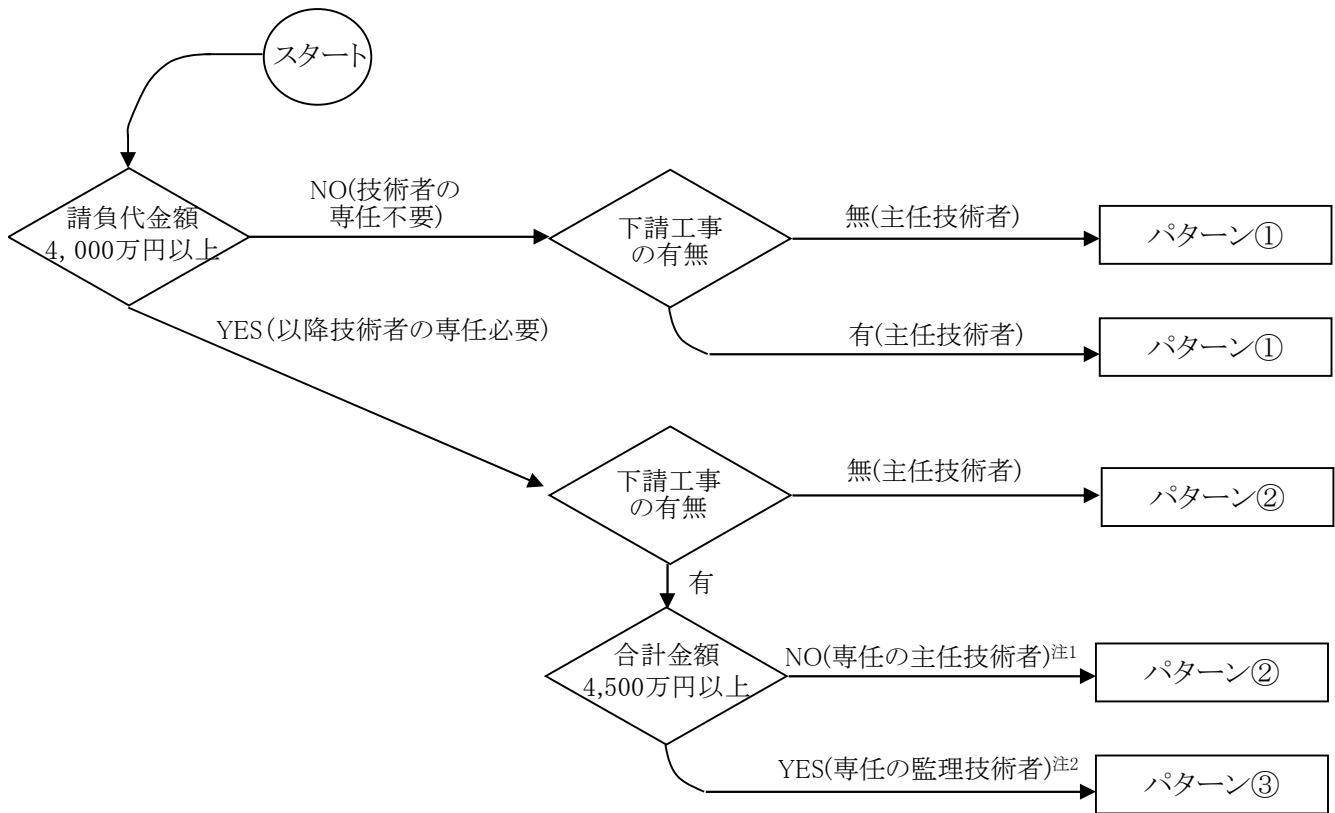
3-2 現場代理人は、工事の施工上支障のない場合にあっては、主任技術者（又は監理技術者）を兼務することができる。

3-3 現場代理人は、当該請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として工事現場の取締りを行い当該工事の施工に関する一切の事項（工事現場の保安、火災予防、風紀衛生等の事項のほか、契約上の権利・義務に関する事項も含まれる）を処理するものであり、的確な履行ができる者であれば、資格及び恒常的な雇用関係は要しない。

3-4 その他、佐賀県ホームページより「佐賀県発注工事における現場代理人の取扱いについて」を参照すること。

4 技術者選任フロー図

現場に置くべき技術者は、主任技術者にあっては建設業法第7条第2項、監理技術者にあっては第15条第2項により決められており、一般土木工事の技術者選任は、下記フロー図・次頁の技術者選任パターン表のとおりである。



下請負契約にかかる書類提出対応表

			○提出書類	
			1次下請 すべて 500万 円以上	2次下請以降 500万 円未満
①	一部下請負申請書	下請契約前	○	—
②	工事関係業者一覧表	受注者が 把握した時点	—	○
③	施工体制台帳 (下請負契約書添付)	下請契約後速やかに に	○	○
④	施工体系図	作成後速やかに に	○	○

提出する下請契約書について

建設工事※の完成を目的として締結する契約(建設工事の請負契約)はすべて提出する。
建設工事※の請負契約に該当しない工事現場の安全管理に係る警備業務、調査・測量業務や運搬業務(土砂運搬・産廃運搬)などにかかる下請負人については下請負契約書の提出は必要ないが、施工体系図には記載する必要がある。

※「建設工事」とは建設業法上で定義する「建設工事」とする。

提出書類は次の項目を確認し、適正な施工体制を確立することとする。

- ・下請内容は、適正な工事業種の許可を取得しているか。
- ・500万円以上(建築一式工事は1,500万円以上、または延面積150m²以上)を一般建設業許可業者が請け負っていないか。
- ・下請総額が4,500万円以上(建築一式は7,000万円以上)を一括下請負する。
- ・暴力団関係者の有無を確認する。
- ・実際の契約額及び工事内容を確認し、一括下請負の疑義及び適正な下請価格かを確認する。
- ・不要な重層下請になつていないかを確認する。

現場代理人等配置予定事前届出書

収支等命令者様

工事名			
工事場所			
種別			
現場代理人	氏名	(年月日生)	
	略歴		
主任 技術者 専任主任	氏名	<会社採用日 年月日> (年月日生)	
	資格	[資格者証番号]	
	略歴		
監理技術者	氏名	<会社採用日 年月日> (年月日生)	
	資格	[資格者証番号]	
	略歴		

上記のとおり現場代理人等を配置する予定です。

ただし、他の入札案件と重複して技術者を登録している場合で、他の工事を落札したこと等により配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、資格喪失することを承諾します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

注) 1 主任技術者又は専任主任技術者は、いずれか一方を記載すること。

注) 2 請負代金の額が4,000万円以上（建築一式工事の場合にあっては8,000万円以上）の工事については、専任の主任技術者を置かなければならない（建設業法施行令第27条）。

注) 3 監理技術者資格者証を有している技術者については、資格者証番号（工事実績情報サービス「CORINS」工事カルテに入力した番号）を記載する。